

国立大学法人東京農工大学2号年俸制給与に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(諸手当)</p> <p>第7条 2号年俸制適用職員の諸手当は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、高所作業手当、山上等作業手当、衛生管理者手当、産業医手当、作業主任者手当、放射線取扱主任者手当、電気主任技術者手当、特別委員手当、グローバル教育院手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務特別手当、管理職員特別勤務手当、入試手当、学位論文審査手当 <u>及び</u> クロスアポイントメント手当とする。</p> <p>2 前項の諸手当は、給与規程第22条から第37条の <u>4</u> までの規定をそれぞれ適用し、又は準用し、支給する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(諸手当)</p> <p>第7条 2号年俸制適用職員の諸手当は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、高所作業手当、山上等作業手当、衛生管理者手当、産業医手当、作業主任者手当、放射線取扱主任者手当、<u>放射線取扱主任者代理手当</u>、電気主任技術者手当、特別委員手当、グローバル教育院手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務特別手当、管理職員特別勤務手当、入試手当、学位論文審査手当、<u>クロスアポイントメント手当</u> <u>及び</u> <u>研究促進手当</u> とする。</p> <p>2 前項の諸手当は、給与規程第22条から第37条の <u>5</u> までの規定をそれぞれ適用し、又は準用し、支給する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>放射線取扱主任者代理手当及び研究促進手当を追加する改正</p>

附 則 (令和4年4月1日経規程第22号)
この規程は、令和4年4月1日から施行する。